

最上消費生活センターニュース 3月号

令和4年3月1日発行

エスディー・ジーズ

最近よく耳にするSDGsって知っていますか？



今世界では、貧富の差の拡大、不平等や差別、気候変動による自然災害の増加など、さまざまな問題が起きています。これらに対して、各国が一丸となって取り組むための目標、それが『SDGs（持続可能な開発目標）』です。

SDGsには取り組むべき17の目標と169の具体的な目標があり、2030年までに達成できるよう、日本を含む193の国連加盟国の合意のもとに採択されました。



17の目標



12 つくる責任 つかう責任



目標12 つくる責任 つかう責任

～持続可能な消費と生産のパターンを確保する～

毎月、1つずつ紹介していきます。

□ エシカル消費を進めよう

エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することを言います。ものやサービスを選ぶときに、「どこでつくられたのか」「環境にやさしいか」「誰かを傷つけないか」など製品の背景を考えて選ぶようにしましょう。

□ 3Rでゴミを減らそう

3Rとは次の3つの取り組みです。

- ① リデュース（ゴミそのものを減らす）
- ② リユース（何回も繰り返し使う）
- ③ リサイクル（資源として再利用する）



持続可能な消費のために食品ロスを減らすには、何ができるかなあ。

日本での食品ロスは、年間643万トンにもなります。小売店、レストラン、家庭など事業者と消費者が協力して食品ロス削減に取り組むことが大切です。

賃貸住宅 退去時の注意

…トラブルの防止・対処について知っておきましょう！

3月は卒業や就職、転勤等で賃貸住宅等を退去する方が多くいます。それと同時にさまざまなトラブルも起きていますので、次のことに注意しましょう。



□ 退去時の原状回復義務

借主の不注意によって傷や汚れ、破損等を生じさせた場合は、原状回復のうえ、建物を明け渡さなければなりません。(入居時の確認と写真等での保存を忘れずにおきましょう。)



□ 補修費用は経過年数が考慮される

一方で、通常損耗や経年変化、耐用年数経過による設備機器の故障等については、原状回復義務を負わないのが原則です。

□ 敷金返還トラブルの対処法

原状回復費用の負担について貸主と話し合いで解決できず、敷金を返してもらえない場合、60万円以下の請求金額であれば「少額訴訟制度」を利用できます。なお、借主が入居中に生じさせた傷や汚れであることの「立証責任」は貸主にあることを知ってきましょう。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込み・お問い合わせは、最上消費生活センターまでお電話を。



3月・4月の無料法律相談会

3月 8日(火) 13:30~15:30

4月 5日(火) 13:30~15:30 予定

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。